

県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行後の学校における教育活動の留意点について（通知）

これまで、新型コロナウイルス感染症に対応した学校における教育活動の留意点について（令和5年3月22日付け教委総第3501号）で通知していましたが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することに伴う令和5年4月28日付け5文科初第347号文部科学省初等中等教育局長通知の内容を踏まえ、下記のとおりとします。

については、本通知に基づき、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、積極的な取組をお願いします。

## 記

### 1 平時からの学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

#### (1) 保健管理に関すること 〈保健体育課〉

- ・ 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにすること。
- ・ 児童生徒の感染が判明した場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を講じるほか、季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じること。
- ・ 従前であれば濃厚接触者として特定されていた者については、今後、行動制限及びその協力要請の必要はないこと。
- ・ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。
- ・ 児童生徒等の健康観察を十分行うとともに、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・ 教室等は気候上可能な限り、廊下側と窓側を対角に開け、常時換気に努めること。常時換気が難しい場合は、こまめに数分間程度、窓を全開にすること。空調使用時においても換気は必要であることを留意すること。また、十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等で、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保すること。なお、換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転すること。
- ・ 身体の抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心掛けるよう指導すること。
- ・ 一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底すること。それに加えて、清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行う必要はないこと。

#### (2) 心のケアに関すること 〈保健体育課、生徒支援室〉

- ・ 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生

徒等の状況を的確に把握すること。

- ・ 児童生徒等の状況把握に当たっては、保護者等との連携に努めること。
- ・ 健康相談等の実施及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、組織的な支援体制を整備すること。
- ・ 心配なことがあったら一人で抱え込まずに、必ず先生や信頼できる大人に相談するよう、電話相談を含めた相談窓口を児童生徒等及び保護者へ周知すること。

(3) 差別やいじめ等への対応に関すること 〈生徒支援室、人権・同和教育室〉

- ・ インターネット上や家庭内でトラブルが生じている可能性も踏まえ、アンケート調査等により悩みを抱える児童生徒等の早期発見に努めること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、感染者や出席を控えているなどの児童生徒等への偏見や差別が生じないように、生徒指導上の配慮等を十分に行うこと。
- ・ 児童生徒等に感染者等が発生した学校については、当該感染者等が通学を再開する時期などにおいて、差別やいじめ等が起きることがないように、特に配慮すること。
- ・ 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施などにより、児童生徒等の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応すること。
- ・ 児童生徒等や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由とした差別やいじめ等に悩んだ場合の相談窓口を適宜周知すること。
- ・ ワクチン接種に関する正しい情報に基づき、児童生徒等が新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめ等が起きることのないよう、学校においては、児童生徒等に指導し、保護者に対しても理解を求めること。
- ・ 児童生徒等の間でマスクの着用の有無による差別やいじめ等が起きることのないよう、適切に指導を行うこと。

(4) 児童生徒等の出席停止等に関すること 〈学校教育課〉

- ・ 児童生徒等（及び保護者等）が感染への不安から欠席を申し出た場合、例えば、感染経路が不明な患者が急激に増えている地域であったり、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者などの事情があったりして、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、出席停止等として扱うことができるものとする。
- ・ ワクチン接種に係る出欠等の取扱いについては、令和4年9月13日付け教委保第897号を参照すること。ただし、「副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い」については、令和5年5月8日以降適用しない。
- ・ 指導要録への記載に関しては、学校教育課通知「出席停止・忌引等の日数に係る指導要録への記載について」（令和3年1月26日付け事務連絡）を参照すること。なお、令和5年5月8日以降は、〈記入例2〉は適用しない。

また、ワクチン接種日に登校しなかった場合の記載については、〈記入例3〉とし、備考欄には、「出席停止・忌引等のうち感染症予防〇日」と記入すること。

(5) 教育課程に関すること 〈学校教育課、教育DX推進グループ、教職員課〉

- ・ 出席停止等の場合は、児童生徒等が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、直ちに、オンラインによる授業を実施し、1人1台端末を活用した学習機会の確保に努めること。

[オンラインによる授業の例]

- 学校から教員が各自宅にいる生徒に対してオンラインによる双方向授業を実施する。
- 学校で実施している授業をライブ配信する。
- 授業を録画してオンデマンド配信する。
- オンライン会議システムを活用して学習の進捗を確認する。
- オンライン会議システムやチャット機能などを活用して質問等に対応する。

また、オンラインによる授業を実施した場合には、令和3年3月25日付け教委学第3709号で

通知の通り、指定の様式を用いて生徒指導要録に記録を残しておくこと。

なお、流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされない。

[オンラインによる授業を実施する際の注意]

- 保護者に対してスクールニュースやホームページ等により周知を行うなど適切に対応すること。
- 県立学校においてオンラインによる授業を実施する際、自宅に通信環境がない生徒については、教育 DX 推進グループから配布している USB 型携帯端末（ dongle ）により対応すること。  
これに不足が生じた場合は教育 DX 推進グループの予備端末を活用すること。
- オンラインによる授業を実施した際には、実施した教科・科目、実施形態などの記録を確実に  
行うこと。
- 授業目的公衆送信補償金制度により著作権処理を行っているが、「著作権者の利益を不当に害  
する」行為はこの制度の対象外なので十分に留意すること。  
※児童・生徒の全員の購入を想定したドリルやワークブックなどの資料に掲載されている著作  
物を、それらが掲載されている資料の購入等の代替となる態様で複製や公衆送信することは、  
制度の対象外
- 個人情報や著作権の侵害となるような行為を行わないよう、児童生徒等に対して適切な指導を  
行うこと。
- オンライン授業などを実施するに当たっては、平成 28 年 4 月 15 日付け教委教第 140 号「児童  
生徒への連絡に係る教職員の対応について（通知）」を適用しないこととする。

(6) 部活動に関すること 〈保健体育課・学校教育課〉

- ・ 生徒や顧問、外部指導者等の体調管理を徹底し、  
発熱等の症状が見られる場合は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養すること。また、保護  
者等と連絡を取り合い、生徒の健康状態の把握に努めること。
- ・ 活動前後の手洗いなど、基本的な感染症対策を講じること。
- ・ 体育館や武道場等の屋内で実施する場合は、こまめな換気に努めること。

(7) 学校行事について 〈学校教育課、保健体育課、教育 DX 推進グループ〉

- ・ 集会等を行う場合は、地域の感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や保護者等の  
関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応すること。  
なお、実施を検討する際は、必要に応じ、学校医や管轄の保健福祉事務所等に相談すること。

[実施の工夫の例]

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状のある者は参加を控えるよう徹底
- 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨
- ICT を活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催 等

(8) 学校給食等に関すること 〈保健体育課〉

- ・ 黙食の必要はないこと。
- ・ 食事の時間においても、児童生徒等の健康観察を十分に行うとともに、手洗い、咳エチケット  
や部屋の換気等の基本的な感染症対策を徹底すること。

(9) 特別支援学校の寄宿舎に関すること 〈特別支援教育室〉

- ・ 寄宿舎においても、児童生徒等の健康観察を十分に行うとともに、手洗い、咳エチケットや部  
屋の換気などの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・ 登校前に健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認すること。

(10) 教職員について 〈教職員課〉

- ・ 児童生徒等と同様、感染症対策を確実にし健康管理を徹底すること。
- ・ 教職員がり患した場合は、病気休暇等を取らせること。

(11) 感染者等が発生した場合の臨時休業に関すること

- ・ 学校の全部または一部の臨時休業の要否やその期間を判断する場合は、速やかに、県教育委員会に報告すること。

なお、現在の専門的知見に基づき、当該生徒・教員等が他の学校関係者に感染させる可能性がある期間(※)に登校(出勤)していない状況が確認された際には、臨時休業としない。

※当該生徒・教員等が発症(無症状の場合は検体採取)した時点から2日前以降

2 地域や学校において感染が流行している場合の措置

(1) 保健管理に関すること <保健体育課>

- ・ 教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合にも、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- ・ 授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な範囲でとること。その際、児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせるなどにより、学校の状況に応じて柔軟に対応すること。
- ・ 活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えたり、児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保したりする等の措置を一時的に講じること。

(2) 部活動に関すること <保健体育課・学校教育課>

- ・ 大声を出すような活動を避けたりするなど、実施する内容や方法を工夫すること。
- ・ 食事する際等も含め、部活動の前後の活動にも留意すること。
- ・ 交流(大会参加や練習試合、合宿等)の企画・実施については、あらゆる場面での感染症対策を講じ、必ず学校長の許可を得ること。

(3) 学校給食等に関すること <保健体育課>

- ・ 机の配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じること。(大声は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離(1m程度)を確保する等)

3. その他

- (1) 学校は管轄の保健福祉事務所との連携に努め、学校内の感染状況を把握するよう依頼されたり感染症対策についての指導があったりした場合は、適切に対応すること。

- (2) 本件に関して対応が必要な事案が生じた場合は、県教育委員会から別途通知する。

(担当) 保健体育課

電話：0952-25-7234

学校教育課義務教育担当

電話：0952-25-7395

学校教育課高校教育担当

電話：0952-25-7227

教育DX推進グループ

電話：0952-25-7363

生徒支援室生徒支援担当

電話：0952-25-7222

人権・同和教育室

電話：0952-25-7348

特別支援教育室

電話：0952-25-7475

教職員課法規担当

電話：0952-25-7226

教育総務課危機管理・広報担当

電話：0952-25-7398

